

# 第197回港まちづくり協議会会議

日時：令和7年4月28日（月）17時30分～

場所：Minatomachi POTLUCK BUILDING

---

## 議題

---

### 【議決あり】

#### 1. 会長・副会長の互選

- (1) 監事の委嘱

#### 2. 令和6年度決算及び令和7年度予算

- (1) 令和6年度決算報告
- (2) 監事報告
- (3) 令和7年度予算

#### 3. 令和7年度事業の開始(5月～)

- (1) 地域コミュニティサポート事業
- (2) 地蔵盆まつり事業
- (3) アート＆音楽を活用したまちづくり事業
- (4) 港まちの情報発信及び広報
- (5) 調査検討事業(空き家)

#### 4. まちづくり協議会財務規定の改正

#### 5. その他

- (1) 広報
- (2) ポートピアの売上報告
- (3) WEB 公開資料の確認

# 第 196 回会議(2025 年 3 月 25 日開催)の結果について

## ■ 令和 7 年度事業の開始

○事務局より、各事業内容の概要、今後の見通しについて確認された上で、審議の結果、案の通り承認された。

## ■ 令和 6 年度事業報告・決算（見込み）【議決なし】

○事務局より、各事業の概要、成果及び見込み決算内容について報告された。

## ■ 公募型プロポーザル事業 【議決なし】

○事務局より、プロポーザル事業、提案公募型事業の概要、今後の見通しについて報告された。

## 【その他】

○事務局より、令和 7 年 3 月 5 日に協議会ニュースの第 211 号が発行された旨が報告された。また、ポットラック新聞かわら版第 85 号、ポットラック新聞タブロイド版第 22 号が発刊された旨が報告された。

○事務局より、税理士、社労士、議事録作成業務について、予算決定前に財務規定に基づいて契約をすすめる旨が報告された。

○事務局より、今年度末で退任及び異動される委員の報告及びその方からのあいさつがあった。

○名古屋市総務局総合調整課より、ポートピア売上及び今後の見通し等について報告された。

○次回以降の協議会は 4 月 28 日（月）、5 月 19 日（月）、6 月 23 日（月）、7 月 28 日（月）、8 月 25 日（月）、9 月 22 日（月）いずれも 17 時 30 分～、港まちポットラックビルにて開催されることが確認された。また、同日協議会終了後から、VISION BOOK 改定についての協議を開催する旨が確認された。

以上

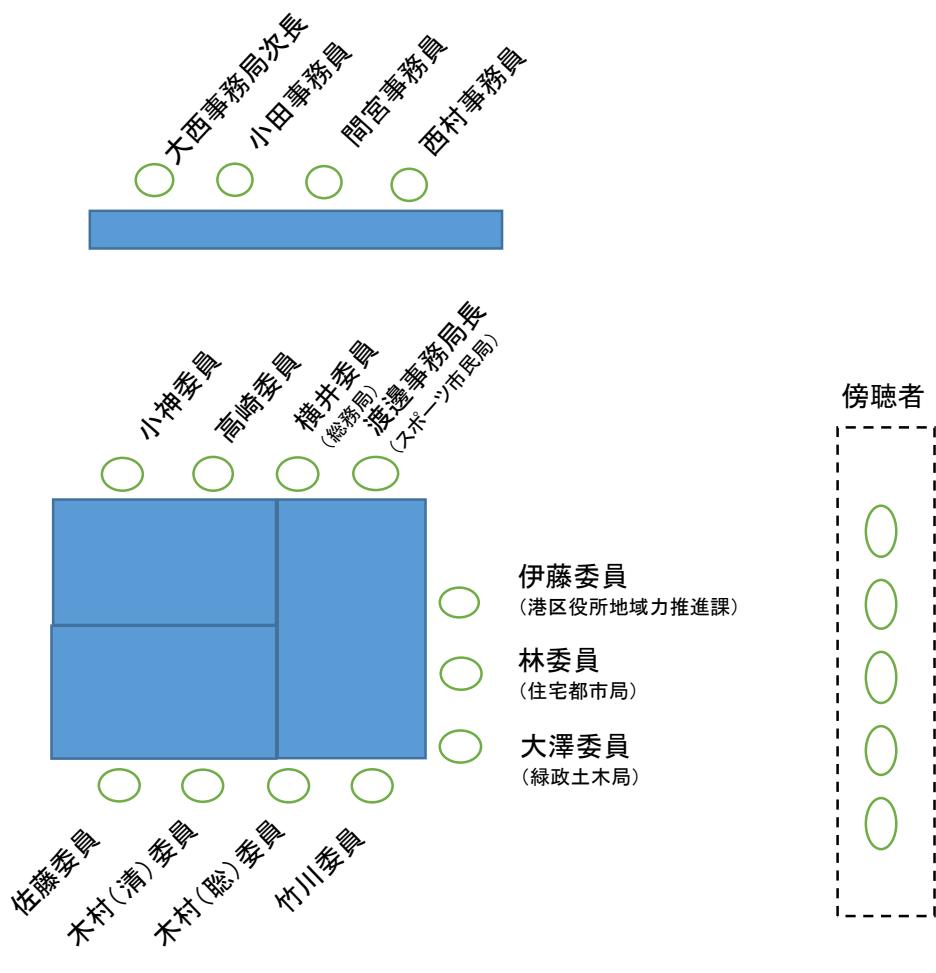
## 港まちづくり協議会

### 令和 7 年度委員名簿

委員	小神 一夫	西築地学区連絡協議会推せん
	高崎 勇一	築地口商店街振興組合推せん
	横井 智雄	名古屋市総務局総合調整部総合調整課長
	佐藤 功一	西築地学区連絡協議会推せん
	木村 清隆	西築地学区連絡協議会推せん
	木村 聰	西築地学区連絡協議会推せん
	竹川 春久	築地口商店街振興組合推せん
	伊藤 直起	港区役所区政部地域力推進課長
	林 俊樹	名古屋市住宅都市局まちづくり企画部名港開発振興課長
	大澤 健	名古屋市緑政土木局港土木事務所長

【令和 7 年 4 月 28 日現在】

令和7年度(4/28~)  
港まちづくり協議会座席表



## 令和6年度港まちづくり協議会 決算書

(単位 : 円)

内 容	予算額	決算額	差
● 収入	<b>61,188,000</b>	<b>61,431,895</b>	<b>243,895</b>
補助金	61,188,000	61,188,000	0
雑収入	0	243,895	▲ 243,895
● 支出	<b>61,188,000</b>	<b>61,156,340</b>	<b>31,660</b>
○ 心地よく安心な港まちで暮らす	<b>6,878,100</b>	<b>6,696,729</b>	181,371
○-(1)楽しく学び実践するみとまちBOSAI	1,036,500	614,900	421,600
○-(2)暮らしの豊かさを育むコミュニティ活動	2,050,000	1,730,845	319,155
○-(3)港まちならではの空間の有効活用	3,791,600	4,350,984	▲ 559,384
△ 魅力的にぎやかな港まちに集う	<b>11,711,320</b>	<b>12,198,500</b>	▲ 487,180
△-(1)地域の特色を活かしたにぎわいづくり	4,086,000	4,157,131	▲ 71,131
△-(2)アート&音楽を活用したまちづくり	7,348,320	7,070,899	277,421
△-(3)ガーデン埠頭と連携したエリア一帯のにぎわいづくり	277,000	970,470	▲ 693,470
□ みんなと港まちを創る	<b>16,425,777</b>	<b>14,667,136</b>	1,758,641
□-(1)港まち内外の人々をつなぐ情報発信	3,577,200	3,785,131	▲ 207,931
□-(2)港まちに呼び込む新たな風	4,078,047	3,412,794	665,253
□-(3)人づくりを軸にした協働まちづくり	8,770,530	7,469,211	1,301,319
○△□ その他	<b>26,172,803</b>	<b>27,593,975</b>	▲ 1,421,172
○△□-(1)事務局運営経費	26,172,803	27,593,975	▲ 1,421,172
収支差額	0	275,555	

## 会計監査報告

令和7年3月31日

港まちづくり協議会  
会長 小神 一夫 様

監事 西築地学区連絡協議会

水野 勝雄



監事 西剛志税理士事務所

西 剛志



港まちづくり協議会規約に基づき、令和6年度の関係書類等を監査いたしましたところ、  
いずれも適切に処理されていることを確認いたしましたのでご報告いたします。

以上

# 令和7年度 港まちづくり協議会事業計画（案）

## ○：心地よく安心な港まちで暮らす

### ○ー（1）楽しく学び実践するみなとまち BOSAI

■ねらい	○発災時における観光客への対応、津波・液状化対策など、港まちならではの課題に挑戦する防災・減災の取り組みを推進する。 ○港まちを中心としたエリアにおけるAEDの活用を促進する。
■概要	○学区連絡協議会などの地元組織、小学校・幼稚園などの教育機関、地元企業や行政等とも協働した防災・減災の取り組みを実施し、他の地域へのモデルとしても発信していく。 ○町内会単位で防災・減災勉強会等を実施し、活動の担い手の発掘・育成を行う。 ○AEDの設置個所を明記した既存マップを活用し、緊急時に誰もがAEDを有効に活用できるようにサポートする。

### ○ー（2）暮らしの豊かさを育むコミュニティ活動

■ねらい	○港まちの日常を豊かにするコミュニティ活動と協働を図り、より多くの人々が関わる事業を展開していく。
■概要	○コミュニティづくりをテーマとした、子育て、ガーデン等の活動を支援し、人々の日常的なコミュニケーションの充実を促進する。 ○地域のお困りごとをサポートし、トワイライトスクールの講座にアーティストを派遣するなど、各事業では地域のニーズに即した内容を検討・展開する。 ○これまでの成果を引き継ぎつつ、地域内外の人々が交流するサロン活動を展開してきたグループの継続的な開催を支援する。

### ○ー（3）港まちならではの空間の有効活用

■ねらい	○旧防潮壁を活用した壁画制作を実施し、地域の中に思い出と愛着を育む。 ○江川線などの公共空間を活用し、地域の人々が気軽に立ち寄れて交流・お買い物のできるマーケットをつくる。
■概要	○アーティストと連携し、西築地小学校の児童の卒業制作として旧防潮壁に壁画を描き、その記録映像を作成する。 ○江川線の街路樹が伐採されて生まれる空間を有効活用し、地域の人々の交流や買い物のできるマーケットを定期的に開催する。開催日には老若男女の集いの場や、街のファンづくりを目指した取り組みを実施する。

# △：魅力的にぎやかな港まちに集う

## △一（1）地域の特色を活かしたにぎわいづくり

■ねらい	○夏の恒例イベントとして開催してきた「地蔵盆まつり」と連携し、港まちならではの魅力、にぎわいづくりに貢献する。 ○商店街恒例のセーラーズ、アッセンブリッジ・ナゴヤ等と連携して、新たなにぎわいを創出する。
■概要	○盆踊りが盛んな港まちの象徴的なイベントとして、地域の方が主体的に取り組める土台づくりをサポートし、老若男女が楽しめるコンテンツを盛り込む。 ○「ポットラックバザール」を開催し、商店街を中心に、学区連協やアッセンブリッジ・ナゴヤなどの地域活動組織との連携を図り、音楽、パフォーマンスやマーケットを中心としたにぎわいづくりを推進する。

## △一（2）アート&音楽を活用したまちづくり

■ねらい	○アート&音楽を活用し、芸術文化の力を取り入れたまちづくりの推進を目指す。
■概要	○ポットラックビル3階やスーパーギャラリー等を活用し、プログラムを実施する。展示はもとよりワークショップ等の交流イベントを積極的に開催し、地域の方々が楽しみながら、芸術文化に関わる機会をつくる。 ○地域の中の様々なイベントと連動したミニコンサートや、奏者と出会える機会を設け、地域の人々が、音楽を軸に交流を持てる機会を増やす。

## △一（3）ガーデンふ頭と連携したエリアー帯のにぎわいづくり

■ねらい	○海の見える港まちの象徴としてのガーデンふ頭を活かし、関連する施設との連携を図りながら、街区を含む港まちエリアー帯のにぎわいづくりを目指す。
■概要	○既存のMAP等を活用し、ガーデンふ頭およびその周辺エリアで行われるにぎわいイベント等との協働を検討する。そこに港まちを回遊するための仕組みを織り込むなど、人々がガーデンふ頭周辺と街区を行き交いながら、港まちエリアー帯を楽しめるような仕掛けを検討していく。



## □ : みんなと港まちを創る

### □一（1）港まち内外の人々をつなぐ情報発信

■ねらい	○港まちづくり協議会が主催する事業に関する情報や西築地学区を中心とした港まち界隈の地域情報を発信する。
■概要	○ポットラック新聞タブロイド／かわら版を活用し港まちづくり協議会の主催事業等を効果的に発信すると同時に、港まちの地域資源に注目し、固有の施設や行事、または人物の関連情報等を効果的に発信する。また、その制作にあたっては、地域住民の皆さんに、取材対応や情報提供をいただき、編集・デザイン・出版のプロなどと相談しながら事業を推進する。 ○また、港まちづくり協議会で検討された事柄や実施する事業について、地域住民の皆さんをはじめ広く一般に知らせるために、協議会ニュースの発行、年次報告書の作成、ホームページ、SNS運営などを実施する。

### □一（2）港まちに呼び込む新たな風

■ねらい	○提案公募型事業を実施して、港まちづくり協議会の活動に新たな風を呼び込む機会とする。 ○地域からの要望に応える新規事業などを実験的に実施及び調査し、その可能性を検証する。
■概要	○提案公募型事業への応募者向けに相談窓口を常設し、事業申請をサポートし、参加の機会を広く設ける。またさらに、事業を実施することになった団体については、事業が効果的に実施できるように広報などのサポートを行う。 ○多くの方に携わっていただく機会を設け、新たなビジョンを作成する。 ○空き家の活用を促し、地域の空き家の情報取得や、地域内外から利用者を呼び込み、地域のにぎわいづくりを推進する。

## □一（3）人づくりを軸にした協働まちづくり

■ねらい	○港まちポットラックビルを地域内外の人々の交流拠点として位置付け、地域の方々に親しまれ、港まちを訪れる方々にとっても立ち寄りやすい場として運営していく。
■概要	○港まちポットラックビル 1 階のラウンジスペースを活用し、港まちの店舗やイベント情報を来場者に紹介する。また、会議やトーク、ワークショップ等を開催し、地域の方々と意見交換を行う機会とする。 ○港まちポットラックビル 2 階の多目的スペースを、港まちの歴史や人々の記憶をテーマにした展示やレンタルスペースなどコミュニティ活動の実施会場などに活用する。またその他にも、地域内外の人々にとっての交流を促進する事業を検討する。

## ○△□：その他

### （1）事務局運営経費

■ねらい	○協議会の事務局運営に必要な経費
■概要	○事務所の借上げ費、複合機等のメンテナンス料、事務局職員の人物費、税理士の顧問報奨費、電気、上・下水道使用料など。

## 令和 7 年度港まち活性化事業 予算要求 総括表

(単位:円)

内 容		
○ 心地よく安心な港まちで暮らす		8,316,271
○-(1)楽しく学び実践するみなとまちBOSAI		307,771
○-(2)暮らしの豊かさを育むコミュニティ活動		3,560,000
○-(3)港まちならではの空間の有効活用		4,448,500
△ 魅力的にぎやかな港まちに集う		6,162,920
△-(1)地域の特色を活かしたにぎわいづくり		3,112,500
△-(2)アート＆音楽を活用したまちづくり		3,050,420
△-(3)ガーデン埠頭と連携したエリア一帯のにぎわいづくり		0
□ みんなと港まちを創る		14,322,900
□-(1)港まち内外の人々をつなぐ情報発信		3,569,200
□-(2)港まちに呼び込む新たな風を		1,977,500
□-(3)人づくりを軸にした協働まちづくり		8,776,200
○△□-その他(事務局運営経費)		26,974,621
<b>合 計</b>		<b>55,776,712</b>

## 令和7年度事業の開始（5月～）

### ○ 心地よく安心な港まちで暮らす

#### (2)暮らしの豊かさを育むコミュニティ活動

##### 【地域コミュニティサポート事業】

日時 令和7年4月末～隨時

**概要** 港まちづくり協議会では、地域団体からの「こんなことをやってほしい！」という声をもとに、地域のニーズに合った企画を検討・実施しています。協議会が費用を負担し、地域団体と連携して事業を進めることで、地域住民の参加とつながりを促進します。対象となるのは、地域住民が実際に参加するイベントや講座などの「具体的な活動」です。例えば、地域イベントの開催費用や講師の手配費用などがこれに含まれます。リクエストは、地域で活動している団体（法人格の有無は問いません）から受け付けます。

ただし、以下のような支出は対象外です：

飲食物等の食料費／備品購入や物品配布目的のもの／特定個人の利益になるもの

#### 想定事業展開例

##### 例1 | 子ども会：「水族館に行きたい！」

→ 水族館と西築地を巡る街歩きイベントを企画。協議会がツアーコンダクターを手配し、子ども会は参加者を募集。一般参加枠も設け、地域外からの参加も可（地元枠を優先）。

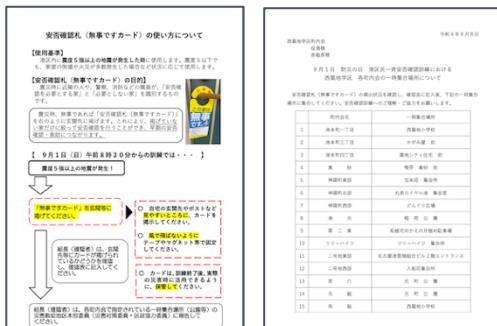
##### 例2 | 町内会：「スマホ・タブレット講座を開いてほしい」

→ 町内会向けに講座を実施し、終了後にタブレットを貸出（保証金5,000円）。Zoomアカウントも提供し、オンラインでの町内会開催を支援。

金額 300,000円予定（10万円×3本を予定）

#### 2024年度実施例

- ・防災訓練周知のチラシ印刷、  
町内会未加入者を含む全戸へのポスティング
- ・カラー資料印刷
- ・港まつりの映像制作



## △ 魅力的にぎやかな港まちに「集う」

### (1) 地域の特色を活かしたにぎわいづくり

#### 【地蔵盆まつりの開催】

日時 令和7年8月23日（土）17:00～21:00 予定

場所 西築地小学校

**概要** 地蔵盆まつりは長年、学区の行事として親しまれてきましたが、高齢化や資金不足により継続が難しい状況となり、提案公募型事業を通じて若者の力を集め、港まちづくり協議会事業として支援を行ってきましたが、協議会自体の活動資金も年々減少しています。そこで、地域に必要な文化の継承・交流の機会であるため、今後、祭を学区行事として存続できるよう、今年度からは学区が担うことのできる部分を少しづつ引き継ぎ、予算規模を縮小しつつ、協議会は運営を支える立場として関わっていく方針です。地域の大切な行事を守り続けるため、段階的な引き継ぎと協力体制を築いていきます。

金額 1,047,500円

#### 2024年度実施例

- ・ 盆踊り・パフォーマンス・まち協事務局員による子ども遊びコーナーを設けたイベントとして実施。
  - ・ 留学生会館との共同による留学生も加わった盆踊りを実施。
  - ・ 西本さゆり氏による盆踊り曲の生歌パフォーマンスを実施。
  - ・ 各町内会からそれぞれ代表者が踊りの手本となる。
  - ・ 広報では小学校の子供たちにポスターを描いてもらう企画を実施。
- 加えて、チラシを学区内に全戸配布した。



## (2) アート＆音楽を活用したまちづくり

### 【港まちアートブックフェア 2024】

期間 令和7年7月～8月頃を予定

会場 港まちポットラックビル 3F

概要 港まちアートブックフェアは、140組ほどの本が並ぶ「本」を中心にアーティストやデザイナーなど、様々なクリエイターが手がける作品や活動を紹介し、鑑賞者が製作者と直に出会う場を作ることを目的に名古屋の港まちで開催してきた「港まちアートブックフェア」の成果を引き継いで開催するイベント。

昨今ブックフェア／マーケットが各地で盛り上がっていますが、東海圏では先駆的な企画として注目されてきました。現在も地域内外から開催について問い合わせが続いており、港まちをより多くの方々に知っていただき、訪れてもらえる機会になることが予測されます。

内容 130組の参加者を目標に、アートブックだけでなく、各地域紹介の冊子、漫画や絵本など港まちだけのラインナップを行います。また、期間中は、土曜市をはじめとした賑わいイベントと連動するなど、地域の方々も楽しめる企画を実施します。

金額 193万円予定

(委託予定：ブックフェア企画運営委託、参加者・ボランティア管理委託、広報・設営委託)

### ▼昨年の様子



## 【音楽事業】

期間 令和 7 年 5 月 10 日～令和 8 年 3 月上旬

### ●みなとまちコンチェルト

コーディネーターと演奏家を派遣し、地域と協働でコンサートを企画し実施する。

演奏家はアッセンブリッジ・ナゴヤからも派遣される予定。

### ●みんなとまちの音楽室

西築地コミュニティセンターにピアニストが月 1～2 回ほど滞在し、

地域の方が音楽をきっかけに滞在できる場をつくる。

コミセンで開催される活動とのコラボレーションも予定。

金額 約 826,000 円予定

内訳 業務委託費、チラシ印刷費、ポスティング

## 【昨年の様子】

### ●みなとまちコンチェルト



海運会社



成人日のつどい

### ●みんなとまちの音楽室



## □ みんなと港まちを「創る」

### (1) 港まち内外の人々をつなぐ情報発信

#### 【港まちの情報発信及び広報活動】

期間 令和7年4月～ 令和8年3月

概要 ポットラック新聞タブロイド判／かわら版を活用し港まちづくり協議会の主催事業等を効果的に発信すると同時に、港まちの地域資源に注目し、固有の施設や行事、または人物の関連情報等を効果的に発信する。また、その制作にあたっては、地域の人々に、取材対応や情報提供をいただき、編集・デザイン・出版のプロなどと相談しながら事業を推進する。また、港まちづくり協議会で検討された事柄や実施する事業について、地域の人々をはじめ広く一般に知らせるために、協議会ニュースの発行、年次報告書の作成、ホームページ運営などを実施する。

#### ●広報誌の作成

- ・ポットラック新聞タブロイド判 10,000部 年2回発行予定
- ・ポットラック新聞かわら版 3,000部 毎月発行(4月のみ休刊)

#### ●協議会活動の告知及び報告

- ・協議会ニュース 3,100部 毎月発行(告知・報告のない月は発行しない)
- ・年次報告書 1,000部程度
- ・WEB、各種SNS等

金額 3,569,200円予定

内訳 ▼ポットラック新聞(タブロイド判／かわら版) 2,277,000円

- ・制作費、ポスティング、発送費、雑費

▼協議会ニュース 425,000円

- ・制作費、ポスティング、

▼年次報告書 558,000円

- ・制作費、発送費

▼HP運営 309,200円

## (2) 港まちに呼び込む新たな風

### 【調査検討（空き家）事業】

期間 令和7年5月～令和8年3月

概要 少子高齢化や地域のコミュニケーション機会の減少、地域の経済活動の縮小といった地域課題解決のための1つのアプローチとして「みなとまち空き家サポートプロジェクト（仮）」、通称「空きサポ」事業を実施する。本事業は、西築地学区内に空き物件を所有する大家や、新たに事業を始めたいと考える事業者を対象に広報や支援活動を行い、西築地学区版の空き家事業のモデル構築を目指すものである。

#### ●空き家募集チラシの作成

- ・全戸配布
- ・回覧
- ・配架

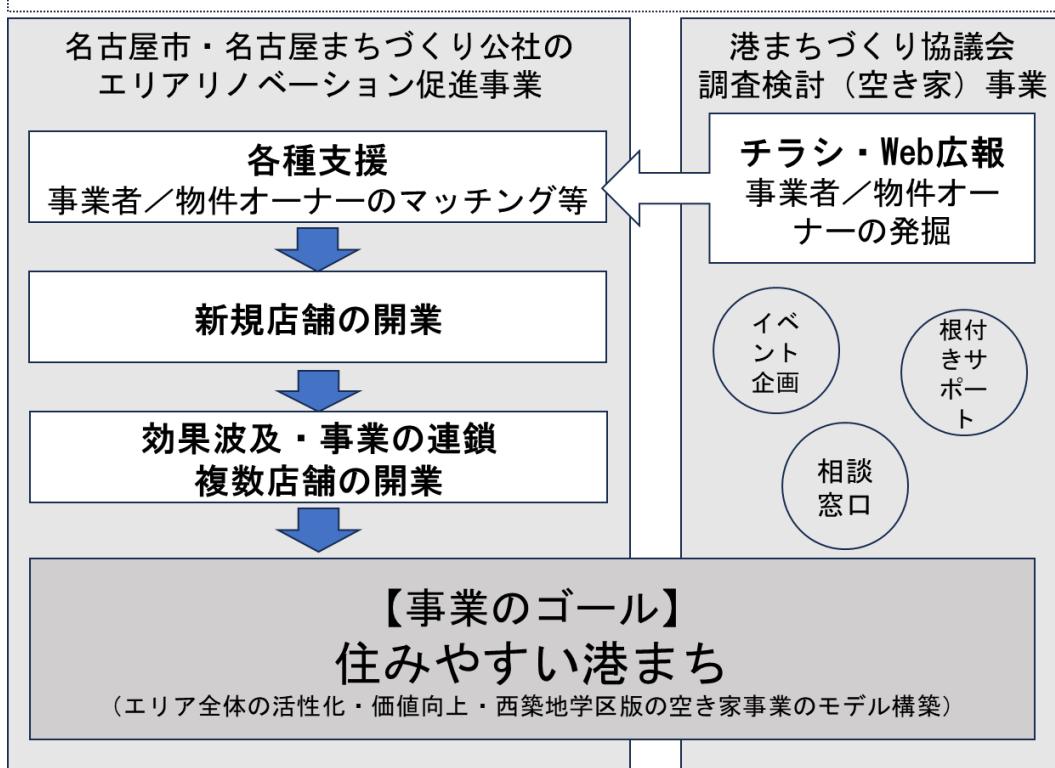
内容 以下3点を整理したうえで、事業の概要を包括的に伝える広報用チラシやWebページを作成し、地域内に回覧および情報公開や集約を行う。

- ① 名古屋市・まちづくり公社・港まちづくり協議会の三者で協定を締結し、西築地学区内のエリアリノベーション促進事業の推進を図る。
- ② 民間の仕組みを活用した大家と事業者のマッチングを支援する。
- ③ 地域のまちづくり団体として、地域内の情報収集および展開の他、各団体・各プレイヤーとの調整を行う。

金額 100,000円予定

内訳 製作費、ポスティング費用

### 【課題】地域商業の衰退／地域コミュニティの衰退



空き家事業のイメージ

# 港まちづくり協議会財務規程（案）

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規程は、港まちづくり協議会規約（以下「協議会規約」という。）第14条の規定に基づき、港まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の財務に關し、必要な事項を定めるものとする。

### （適用範囲）

第2条 協議会の財務に關しては、法令その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### （会計の原則）

第3条 協議会の会計は、次の各号の原則に適合するものでなければならない。

- (1) 収入及び支出は、予算に基づいて行わなければならぬ。
- (2) 会計帳簿は、正規の簿記の原則にしたがって、正しく記帳しなければならぬ。
- (3) 計算書類は、会計帳簿に基づいて、事業活動及び財政状態に関する眞実な内容を明瞭に表示するものでなければならない。
- (4) 会計処理の原則及び手続き並びに計算書類の表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。

### （会計年度）

第4条 協議会の会計年度は、協議会規約第13条に従い、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第2章 勘定科目及び帳簿組織

### （勘定科目）

第5条 協議会の収入及び支出の状況並びに財政状態を的確に把握するために必要な勘定科目を設けるものとする。

2 勘定科目は、内閣府公益認定等委員会が定めた「公益法人会計基準」の運用指針に基づくものとする。

### （帳簿）

第6条 協議会の会計は、主要簿、補助簿及び予算簿を備え記録整理するものとする。

### （会計伝票）

第7条 協議会の一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

2 会計伝票は次の各号に掲げるものとする。

(1) 入金伝票

(2) 出金伝票

(3) 振替伝票

3 伝票は証憑書類に基づいて作成し、証憑書類は会計記録との関係を明らかにして整理保存しなければならない。

#### (経理責任者)

第8条 経理責任者は、事務局長とする。

### 第3章 予算

#### (予算の目的)

第9条 予算は、事業計画に基づき、資金の調整を図った上で編成し、実績との比較検討を通じて事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

#### (事業計画及び収支予算)

第10条 協議会会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度開始前に、事業計画及び予算を編成し、協議会の議決を得なければならない。

#### (予算の執行)

第11条 予算の執行にあたっては、法令、この規程及び予算の内容に適合し、かつ効率的に執行しなければならない。

#### (予算の補正)

第12条 会長は、予算に変更が生じ、その補正を行う場合には、協議会の議決を経てこれを行うものとする。

### 第4章 収入及び支出

#### (金銭の範囲)

第13条 この規程において金銭とは、現金及び預金をいい、現金とは通貨、小切手、郵便為替証書、振替貯金証書及び官公署の発行する支払通知書をいう。

2 手形及びその他の有価証券は、金銭に準ずるものとして取り扱うものとする。

#### (出納責任者)

第14条 協議会の金銭の保管及び出納を取り扱わせるため出納責任者を置く。

2 出納責任者は、経理責任者が兼ねるものとする。

### (金銭の保管)

第15条 すべての現金等は、第24条に定める小口現金を除き、確実な金融機関に預け、保管しなければならない。

2 預金通帳、証書、手形、有価証券等は、確実に保管しておかなければならない。

### (収入)

第16条 収入については、調査決定のうえ債務者に対して納入金額、納入期限及び納入場所を指定して支払いを請求しなければならない。

2 前項の収入については、現金に代え、小切手又は口座振込若しくは口座振替の方法により収入金を収納することができる。

### (領収証書の交付)

第17条 前条により収入金を収納したときは、領収証書を納入者に交付するものとする。

ただし、口座振込又は口座振替の方法により納入した場合は、領収証書を省略することができる。

### (督促)

第18条 納入期限までに納入をしない債務者に対しては、期限を指定してこれを督促し、収入の確保を図らなければならない。

### (支出)

第19条 出納責任者は、協議会の支払金の支出にあたっては、その支出について調査決定し、支払いをしなければならない。

### (支出手続)

第20条 支出は、債権者の請求書又は取引を証する書類に基づいて行うものとする。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りではない。

- (1) 給与、旅費、及び費用弁償であらかじめ支出金額の決定しているもの
- (2) 官公署の発行した納付書等によるもの
- (3) その他会長が請求書を要しないと認めたもの

### (支払い方法)

第21条 支払いは、口座振込みをもってするものとする。ただし、第24条に規定する小口現金払い及び債権者との間に特約がある場合や、郵便振替による支払いの依頼があった場合は、この限りではない。

### (領収証書)

第22条 前条により支払いをした場合は、振込金融機関の証書をもって領収証書とする。ただし、口座振込み以外の方法で支払いをしたときは、相手方から領収証書を徴さなければならない。

### (支払時期)

第 23 条 金銭の支払いは、別に定める一定日に行うものとする。ただし、やむを得ない支払いについてはこの限りではない。

### (残高照合)

第 24 条 取引金融機関に預入れた金銭は、毎月末日取引金融機関とその残高を照合確認してその正確性を期さなければならない。また、その他のものについても適宜又は必要に応じて残高を、関係帳簿、現物、預り証等と照合して実在性、正確性を期さなければならない。

2 前項による照合の結果、過不足が生じたときは、直ちにその原因等を調査するとともに、適切な措置を講じなければならない。

### (小口現金)

第 25 条 出納責任者は、日々の小口支払いに必要とする資金を手許現金として保管することができる。

2 前項による資金の限度額は、別に定める。

### (資金前渡)

第 26 条 次の各号に掲げる経費について、必要な資金を前渡すことができる。

- (1) 費用弁償、謝礼金、報償金、見舞金その他これらに類する経費
- (2) 官公署に対して支払う経費
- (3) 出張等遠隔地において支払いをする経費
- (4) 会議費、講習会、式典、その他の会合等において直接支払いを必要とする経費
- (5) その他経費の性質上現金払いをしなければ業務の執行上支障のある経費

2 前渡金受領者は、前渡された現金を善良な管理者の注意をもって保管し、自己の責任において支払いを行い、債権者の記名押印した領収証書を徴しなければならない。ただし、領収証書を徴することが不適当又は著しく困難な場合は、債権者その他の者の支払いを証明する書類をもって領収証書に代えることができる。

### (前渡金の精算)

第 27 条 前渡金受領者は、用件が終了後 10 日以内に前渡金精算書を作成し、証拠書類とともに出納責任者に提出しなければならない。

2 前渡金の精算残金は、前項による前渡金精算書の提出と同時に返納しなければならない。

### (概算払)

第 28 条 出納責任者は、次の各号に掲げる経費については、概算払いをすることができる。

- (1) 出張旅費

- (2) 官公署に対して支払う経費
  - (3) 負担金、保険料、委託料
  - (4) 訴訟及びこれに類するものに要する経費
  - (5) その他経費の性質上概算を持って払いをしなければ業務の執行上支障のある経費
- 2 前条の規定は、概算払の精算について準用する。

#### (前金払)

第 29 条 次の各号に掲げる経費については、前金払いとすることができる。

- (1) 官公署に対して支払う経費
- (2) 負担金、保険料、委託料
- (3) 賃料
- (4) 定期刊行物の代金、日本放送協会に支払うテレビ受信料
- (5) 前金で支払いをしなければ契約しがたい契約に基づく請負、買入れ、又は借入れに要する経費
- (6) その他経費の性質上前金を持って払いをしなければ業務の執行上支障のある経費

### 第 5 章 決算

#### (決算の目的)

第 30 条 決算は、各会計年度の会計記録を整理集計し、この決算の結果を予算と比較して、その収入及び支出の状況及び財政状態を明らかにすることを目的とする。

#### (決算の種類)

第 31 条 決算は、月末決算及び年度決算とする。

#### (月末決算)

第 32 条 月末決算は、経理責任者が、毎月の経理状況を明らかにし、年度決算の準備のために、毎月末日をもって合計残高試算表を作成することにより行う。

2 経理責任者は、前項の計算書類を毎月監事に報告しなければならない。

#### (決算書類の作成)

第 33 条 経理責任者は、毎会計年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) その他必要と認められる附属書類

2 会長は、前項の書類を監事の審査に付した後、監事の意見をつけて、すみやかに協議会の承認を得なければならない。

## 第6章 契約

### (契約の原則)

第34条 売買、賃貸、請負その他の契約は、この規程に特別の定めがあるものを除くほか、指名競争入札の方法により締結する。

2 契約に当たっては、厳正かつ公平を旨としなければならない。

### (予定価格)

第35条 指名競争入札に付する事項については、あらかじめ、当該事項に関する設計書、仕様書等によって予定価格を定め、その予定価格を記載した調書を封書として開札の際開札場所に置かなければならない。

2 予定価格は、指名競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、供給その他の契約であって総額について定めることが困難な場合においては、単価によって定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的物について、取引の実例価格、需給状況、履行の難易その他価格の算定に必要な条件を考慮して適正に定めなければならない。

### (指名競争入札参加者の指名等)

第36条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、名古屋市契約規則の規定に基づいて作成された名古屋市競争入札参加有資格者名簿の中から、当該入札に参加することができる資格を有する者のうち5人以上を当該入札の参加者に指名しなければならない。ただし、契約の性質その他の理由により特に必要な場合においては4人以下とすることができる。

2 前項の規定による指名は、名古屋市契約事務手続要綱に準じて行うものとする。

3 第1項の場合においては、入札の条件を指名する者に通知しなければならない。

### (入札の無効)

第37条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札
- (2) 入札事項を記入せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (3) 同一の名をもつてした2通以上の入札
- (4) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
- (5) その他入札の条件に違反した入札

### (落札者の決定及び再度入札)

第38条 会長は、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低又は最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度入札を行うものとする。

- 3 前項に定める再度入札は、原則として、2回(初度入札を含め3回)を限度とする。
- 4 初度入札又は再度入札に参加しなかった者及び当該入札が無効とされた者は、再度入札又は再々度入札に参加することができない。

#### (落札者への通知)

第39条 落札者を決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知しなければならない。

#### (入札の中止等)

第40条 会長は、必要があると認めたときは、入札の中止及び延期又は入札の取消しをすることができる。

- 2 入札参加者が入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とし、前項により入札を中止及び延期又は入札を取り消した場合であっても同様とする。

#### (総合評価による入札)

第41条 会長は、指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質または目的から第38条第1項の規定により難いときは、この規定に関わらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、価格その他の条件が協議会にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とすることができる。

- 2 会長は、前項の規定により落札者を決定しようとするときは、あらかじめ協議会に諮り選定基準及び選定方法を定め、これを公表しなければならない。

#### (随意契約)

第42条 随意契約による場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格（貸借の契約にあっては、予定貸借料の年額又は総額）が別表に定める額を超えない契約をするとき。
  - (2) 性質又は目的が指名競争入札に適しないものをするとき。
  - (3) 緊急の必要により指名競争入札に付することができないとき
  - (4) 指名競争入札に付することが不利と認められるとき
  - (5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき
  - (6) 指名競争入札に付し入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき
  - (7) 落札者が契約を締結しないとき
- 2 前項により契約を締結しようとするときは、あらかじめ第35条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。
  - 3 随意契約によろうとする場合は、2人以上の者から見積書を徴取しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは契約をしようとする者のみの見積書によることができる。
    - (1) 予定価格が30万円以下のものについて契約をするとき
    - (2) 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないものについて契約をするとき

(3) 緊急を要するものについて契約をするとき

(4) 前各号に定めるもののほか、会長が2人以上の者から見積書を徴取する必要がないと認めるとき

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

(1) 特に販売価格の定まったものについて契約をするとき。

(2) 小口現金による支払いをするとき。

(3) 前号各号に定めるもののほか、会長が契約の性質上見積書を徴取し難いと認めるとき。

#### (契約書)

第43条 契約書には次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的によって該当のない事項については、その記載を要しない。

(1) 契約の目的

(2) 契約金額

(3) 契約代金の支払又は納付の方法

(4) 履行期限

(5) 監督又は検査の方法

(6) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金及び談合その他の不正行為の場合における賠償金

(7) 危険負担

(8) かし担保責任

(9) その他必要と認められる事項

2 前項の契約書には、契約によって生ずる契約の相手方の権利及び義務は、会長の承認がなければこれを他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない旨を明示しなければならない。

#### (契約書作成の省略)

第44条 次の各号に掲げる場合においては、契約書の作成を省略することができる。

(1) 契約金額が200万円を超えない契約をするとき。

(2) 物件の売払いの場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物件を引き取るとき。

(3) 物件の買入れの場合において、物件を引き取り即時代金を支払うとき。

(4) 国、地方公共団体その他公共団体と契約をするとき。

2 前項第1号の場合において、契約金額が30万円以上であるときは、契約の相手方から契約書に代わる書類を徴取しなければならない。

#### (契約の変更等)

第45条 事業の廃止又は中止その他の事由により、必要があると認めるときは、契約の相手方と協議のうえ、契約の全部又は一部の解除、内容の変更又は履行の中止をさせる

ことができる。

- 2 契約締結後において、天災地変その他の予期することができない事由に基づく経済情勢の著しい変化により契約金額が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じて会長が認定する額の範囲内で契約金額の変更をすることができる。
- 3 契約期間が長期にわたる契約にあっては、契約締結後、賃金又は物価の変動により契約金額が不適当となったと認められるときは、会長が認定する額の範囲内で契約金額の変更をすることができる。

#### (契約の解除)

第 46 条 契約の相手方が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がないのに契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
  - (2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
  - (3) 契約の履行にあたり、係員の指示監督に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。
  - (4) 契約の相手方が、契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。
  - (5) 契約の相手方から契約解除の申し出があり、その事由を正当と認めたとき。
  - (6) その他契約の相手方が契約に定めた条件に違反したとき。
- 2 前項の規定（第 5 号を除く。）によって契約を解除した場合においては、契約金額に 100 分の 10 を乗じて得た額以上で会長が定める額の違約金を徴収するものとする

#### (監督及び検査)

第 47 条 契約の適正な履行を確保するため、又はその受ける給付の完了の確認をするため、必要な監督又は検査をしなければならない。

#### (検査調書)

第 48 条 次の各号のいずれかに該当するときは、検査を終了したのちに検査調書を作成しなければならない。

- (1) 契約金額が 100 万円以上であるとき。
- (2) 支払いについて部分払いの特約があるとき。
- (3) その他必要と認められるとき

#### (契約の期間)

第 49 条 契約の期間は原則として会計年度内とする。ただし、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他会長が定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

## 第7章 雜則

(委任)

第50条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は平成20年8月12日から施行する。

### 附 則

この規程は令和4年10月24日から施行する。

### 附 則

この規程は令和7年4月28日から施行する。

別表（第42条関係）

1 工事又は製造の請負	400万円
2 財産の買入れ	300万円
3 物件の借入れ	150万円
4 財産の売払い	100万円
5 物件の貸付け	50万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	200万円